

## ◆その他入会手続きについて◆

### 《変更手続きについて》

申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。  
(児童クラブにもお知らせください。)

| 変更の内容                                              | 必要手続き・書類                                    |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ① 住所、氏名、電話番号、<br>家庭状況等に変更が生じる場合                    | ・子育て推進課に申し出<br>※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労証明書等を提出 |
| ② 就労状況に変更が生じる場合<br>(転職や雇用条件の変更、育児<br>休暇を取得予定の場合など) | ・変更後の就労証明書                                  |

### 《退会について》

- ① 児童クラブを退会する場合には、市役所窓口または児童クラブまで退会届を提出してください。
- ② 退会届を提出されない場合や遅れた場合には、児童クラブの利用がなくてもその分の負担金をお支払いいただきますのでご注意ください。(退会日の遡りはできません。)
  - ※ 長期休業期間中のみなど、事前に利用期間を指定して申込いただいた場合も、退会届の提出が必要になります。
  - ※ 支援の提供上、他の利用者の方に迷惑・危険となる行為等がみられた場合、退会していただく場合があります。

### 《その他入会に関する留意事項について》

真に利用が必要な児童の入会のため、以下に該当する場合は家庭での保育をお願いいたします。

- ・保育に協力可能なご親族が近くにいる。
- ・留守番ができる等、自宅で過ごすことが可能。

※ 家庭で過ごすことが可能でありながら「お友達が児童クラブを利用しているから」といった理由による申込はご遠慮ください。

また、受付の際に個別に入会の必要性について聞き取りを行いますことをご了承くださいますようお願いいたします。